

## 忘れていませんか?自賠責保険・自賠責共済

交通事故による死傷者数は年々減少傾向にあるものの、令和元年の事故発生件数は約38万件、死傷者数は約46万人と、国民の誰もが交通事故の被害者にも加害者にもなり得る極めて深刻な状況となっています。

交通事故は車社会の負の部分であり、被害者にとっても加害者にとっても悲惨な結果をもたらすのです。

自賠責保険・共済は、すべてのクルマ・バイク1台ごとに加入が義務づけられており、加害者の賠償責任を担保することで、被害者の基本的な賠償を保障する制度であり、被害者の救済を目的としています。

一人ひとりが、より一層自賠責制度の役割や重要性、保険金・共済金の支払いの仕組みなどを十分に理解・認識することがとても大切です。



### 自賠責保険・共済未加入での運行は法令違反です!

自賠責保険・共済は、万一の自動車事故の際の基本的な対人賠償を目的として、自動車損害賠償保障法に基づき、原動機付き自転車を含むすべての自動車に加入が義務づけられており、自賠責保険・共済なしで運行することは法令違反ですのでご注意ください!

### 気象台一口メモ

## 冬の始まりと警報・注意報について

日本の四季では秋に含められることが多い11月ですが、宗谷地方ではすでに冬といっても良いでしょう。

西高東低の冬型の気圧配置の日が多くなり、日本海側を中心に断続的に雨や雪の降る「しぐれ」が発生しやすくなります。

稚内の平年値でみると、10月末から11月末にかけて気温の低下は一年の中でも大きく、日最低気温は氷点下にまで下がり、日照時間は半分以下となってしまいます。加えて11月上旬には初霜や初氷が観測され、10月末から降りだした雪は11月末には根雪となります。季節の変わり目は体調を崩しやすくなりますので注意しましょう。

また、季節が変わると、防災を呼び掛けるために発表する警報・注意報も種類が変わってきます。冬になると、大雪、風雪、なだれ、着雪、着氷の注意報や大雪、暴風雪の警報発表が多くなります。警報や注意報の意味、内容を確認して災害に遭わないようにしてください。

警報や注意報は、災害が起きるような状況になる数時間前に発表します。発表された時にはさほど悪い状況ではなくても、油断せず猶予時間（リードタイム）に必要な対応や判断をしておくことが大切です。警戒や注意が必要な時間帯や内容は気象台のホームページなどで確認できます。最新の気象情報を十分確認してから行動するようにしましょう。

### 気象特別警報・警報・注意報

特別警報	暴風、暴風雪、大雨(土砂災害、浸水害)、大雪、高潮、波浪	重大な災害の起こるおそれ著しく大きい場合に発表
警報	暴風、暴風雪、大雨(土砂災害、浸水害)、大雪、高潮、波浪、洪水	重大な災害の起こるおそれがある場合に発表
注意報	強風、風雪、大雨、大雪、高潮、波浪、洪水、雷、濃霧、乾燥、なだれ、霜、低温、着雪、着氷、融雪	災害の起こるおそれがある場合に発表

お問い合わせ先  
稚内地方気象台HP

稚内地方気象台(電話:0162-23-2679)  
<https://www.jma-net.go.jp/wakkanai/>